

仕 様 書

1 事業名

令和 8 年度森林基礎調査事業（市房地区）

2 事業の目的

我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林等を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的に保護林を設定しているところである。

このため、貴重な原生林がまとまって現存している熊本県球磨郡水上村市房地区一帯の区域について、保護林設定にかかる検討に必要な詳細情報を得るための森林基礎調査等を実施し、基礎資料を作成することを目的とする。

3 調査等対象区域

熊本県球磨郡水上村市房地区の別紙 1 に示す区域

4 事業の内容

本区域には既設の保護林の周辺に位置し、モミ、ツガ等の個体群で構成された原生的な天然林がまとまって現存している。

先の保護林管理委員会における、既存の 3 保護林を統合し区域を拡張したうえで、生物群集保護林に設定することが望ましいとの委員からの意見を踏まえ、区域拡張及び統合を行ったうえで、一段階上位の生物群集保護林へのシフトについて検討することとした。

以上のことから、保護林設定管理要領及び保護林モニタリング調査マニュアルに基づき、森林詳細調査及び機能評価等を実施し、保護林に設定するにあたっての妥当性を判断する基礎資料をとりまとめるものとする。

5 事業の実施方法

（1）事業実施計画等の作成

受託者は事業の実施に当たって、監督職員に事業実施計画書及び工程表を契約締結後 10 日以内に提出する。

事業実施計画書については、本事業に必要とされる専門性、技術、経験等を勘案し、実施体制、人員配置、現地調査結果の解析手法を記載する。

（2）森林基礎調査に係る事業

具体的な調査手法、取りまとめについては、「保護林モニタリング調査マニュアル(平成 29 年 3 月版)」(以下、「マニュアル」という。)に準拠して行う。

ただし、現地の状況等に応じて、適宜、必要な調査項目、方法等を検討して調査を実施する。

ア 資料調査

調査対象区域の概要を把握するため、資料調査を実施する。

イ 森林詳細調査

(ア) 調査地点の選定に当たっては、保護林モニタリング調査マニュアル及びモニタリング調査の継続実施や順応的管理実施することを踏まえ、各種調査資料や地形図、標高、植生図、現地踏査結果、アクセス等を考慮して選定する。

また、特定の樹種や動植物種についての調査が想定される場合には、それらを考慮する。

(イ) 調査地点数は、他の生物群集保護林の規模を考慮し、5箇所程度とする。

(ウ) 前記(ア)、(イ)とは別に、調査ルートとその周辺部における植生全体の生育状況等の概況を把握する。

ウ 動物調査

(ア) 動物調査に当たっては、森林詳細調査地点及びその周辺並びに調査ルート上の適切な箇所に自動撮影カメラを設置するとともに、可能な限りカメラ設置箇所以外の区域を含めて現地踏査を実施する。

(イ) 自動撮影カメラの設置台数は、調査地点当たり3台以上とする。

(ウ) カメラ1台当たり稼働期間は、1ヶ月程度を目安とし、調査期間の時期を変えて2回の稼働期間を設定する。

(エ) 調査時期及び自動撮影カメラ稼働期間は、野生動物の活動期等を考慮して行う。

(オ) 調査に際しては、調査ルートとその周辺部において個体及び痕跡を確認する。

(カ) 調査対象動物等により、最適な調査機器や手法を選択する。

エ 無人航空機（UAV）による調査対象区域の概況把握

調査対象区域の概況把握ができるように、無人航空機（UAV）により画像を撮影する。

撮影場所は、森林詳細調査地点の周囲だけではなく、概況把握に必要な場所を考慮して選定する。

(3) 保護林管理委員会での調査報告及び提言

受託者は、九州森林管理局が設置している「保護林管理委員会」において、本調査により取りまとめた、基礎資料について報告するとともに、委員会において検討された結果を取りまとめ、報告書を作成することとする。

保護林管理委員会での検討は、以下のスケジュールとする。

検討・結論：第2回保護林管理委員会（令和9年2月予定）

(4) その他

記載のない事項については、九州森林管理局長が任命する本事業監督職員（以下、「監督職員」という。）の指示に従うものとする。また、本事業の調査等を実施するに当たっては、方法、手順、分析、取りまとめ等について、下記 6（3）既存の調査報告書を参考にするとともに、学識経験者等からの助言を受け実施するものとする。

また、受託者は毎月の事業の進捗状況を監督職員に報告するものとする。

6 本事業の実施に際して貸与する資料等

次の資料等を必要に応じ貸与するので、事業終了時に返還すること。なお、電子媒体によって貸与したものについては、本事業の検査終了後、パソコン等の記憶媒体から全て消去すること。

(1) 森林・立地等関係図面

管内図、施業実施計画図、基本図

(2) 地理情報システムデータ

国有林GISデータ及び衛星写真画像

(3) 既存の調査報告書

過年度の保護林モニタリング調査報告書

(4) その他必要と認められるもの

7 成果物の提出

受託者は、事業内容を取りまとめ、以下に定めるとおり提出するものとする。

(1) 提出期限

令和9年3月19日

(2) 提出先

九州森林管理局 計画保全部 計画課

(3) 成果物

ア 報告書（冊子体）10部（A4版）

イ 報告書の電子ファイルを保存した電子媒体（CD-R又はDVD-R）2部

(4) 成果物の作成等に係る留意事項

ア 成果物に絶滅危惧種等の詳細な位置情報を表記する必要がある場合については、事前に監督職員と協議すること。

イ 調査の実施及び成果物等の作成に当たっては、令和8年2月閣議決定の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に適合した製品を使用すること。

ウ 報告書等に使用する用紙については、九州で流通している間伐材を使用したパルプを配合しているとともに、間伐材の利用割合（クレジット）が30%であること。また「国民が支える森林づくり運動」推進協議会が定める間伐促進のための山元への還元等の取組が行われていること。

(5) 電子データの仕様

ア Microsoft 社 Windows11 上で表示可能なものとする。

イ 使用するアプリケーションソフトについては、以下を基本とする。

(ア) 文書：Microsoft Word (Word2016 形式以降)

(イ) 表計算：Microsoft Excel (Excel2016 形式以降)

(ウ) 画像：位置情報を付加した J P E G 型式

ウ 成果物データについては、元のファイル形式に加え P D F 型式も作成し、併せて提出すること。

エ 以上の成果物の格納媒体のディスクについては、事業名称等を格納ケース及びディスク上に必ず付記すること。

オ 文字ポイント等、統一的な事項に関しては監督職員の指示に従うこと。なお、成果品納入後に、受託者側の責めによる不備が発見された場合には、無償で速やかに必要な措置を講じること。

8 著作権等の取扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、九州森林管理局に帰属するものとする。

(2) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物等」という。）は、個々の著作権等に帰属するものとする。

(3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が該当既存著作等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9 環境負荷低減への取組

受託者（受注者/請負者）は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

10 アフリカ豚熱対策

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報するとともに、九州森林管理局へ連絡すること。

アフリカ豚熱（ASF）対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の浄消毒等を行うこと。また、都道府県が行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性がある。

11 その他

- (1) 本事業の実施に当たって関係法令等への申請が必要な場合には、受託者がその必要な手続を行うものとする。
- (2) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき又は本仕様書に記載の無い事由が生じたときについては、監督職員と速やかに協議し、その指示に従うものとする。なお、本仕様書により難い事由には、現地調査等における天候不順、災害等の発生により本仕様書で示した調査等の実施が不可能な場合を含むものとする。
- (3) 受託者は、九州森林管理局の許可を得ることなく、本事業の実施により得られたデータ及び成果物等を公開あるいは他の事業に利用してはならない。

